

船荷証券に関する規定等の見直しに関する 要綱案のとりまとめに向けた検討(4)

第1 船荷証券(倉荷証券)の「占有」、「所持」若しくは「所持人」又は「交付」若しくは「引渡し」に相当する概念の再整理

電子船荷証券記録に関して、改めて、次の点をどのように整理していくべきか。また、電子倉荷証券記録に関して、これらの点について、電子船荷証券記録とは別の考慮が必要となるか。

- 1 電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録をどのように特定・識別すべきか(同一内容の電磁的記録が複数存在し、いずれの電磁的記録が電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録かが分からなくなるような事態をどのように防止するか。)
- 2 特定・識別された電子船荷証券記録と特定の主体(船荷証券の所持人と同様の法律関係にある者)をどのように紐づけるか(電子船荷証券記録との関係でどのような状態にある者を船荷証券の所持人と同様に取り扱うか。)
- 3 前記1及び2を前提に、電子船荷証券記録について、どのような措置がとられたときに、船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する法律上の効果を認めるか。

(補足説明)

1 電子船荷証券記録の特定・識別の問題

- (1) MLETR では、電磁的記録は有体物である紙とは異なり完全な複製(全く同一内容のデータから構成される電磁的記録の複製)が可能であり、そのような複製を技術的に完全に予防することはできない場合があるということを前提に、電子的移転可能記録の要件の1つとして、「その電子的記録が電子的移転可能記録であると識別すること」(Singularity)について信頼できる手法がとられていることが求められており、中間試案においても、このような MLETR の考え方を踏まえて、電子船荷証券記録の要件の1つとして、「電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの」という技術的要件を求めることで客体となる電子船荷証券記録の特定を図ることを想定していた(中間試案第3の1)。
- (2) もっとも、このような中間試案の考え方に対しては、「電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの」という規定のみでは、具体的にいかなる方法又は措置によってその特定が図られるのかが明らかになっておらず、具体的な当てはめが困難ではないかとの指摘がみられたため、その後の部会(第11回会議)においても、我が国の法体系との整合性を図りながら、前記の問題点を解消するためにどのような方向性が考えられるかについて議論が行われてきた。
- (3) 第11回会議においては、電子船荷証券記録について、①複製をすることが

できない措置がとられている場合と②そのような措置がとられていない場合を区別して、具体的な特定・識別の方法を区別する考え方も提案されたものの、このような考え方に対しては、「複製をすることができない」ということの意味合いが不明瞭でありかえって誤解を与えるおそれが否定できないとの指摘や、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を特定・識別する措置がとられている限りは必ずしも両者を区別する必要性はないのではないかとの意見もみられたところである。

- (4) また、この点に関連して、第11回会議においては、電子船荷証券記録の利用のためには、その性質上、必然的に一定の仕様を備えたシステムが用いられているはずであり、そうしたシステムに依拠するアプローチも考えられるのではないかとの意見もみられたところである。

この点、実際に電子船荷証券記録が利用されることを考えると、通常は、その作成及び管理のためのシステム（電子船荷証券記録の作成及び管理を目的としてその利用のために整備されたシステム）が用いられることが想定されるが、理論的には、ブロックチェーン技術を用いて、いわゆるサービス・プロバイダーがいない形で電子船荷証券記録が管理される可能性も否定できず、また、電子船荷証券記録の作成及び管理のためのシステムが用いられる場合（サービス・プロバイダーがいる場合）であっても、そこでは、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録の保管・管理方法として、中央サーバー管理型（注1）とブロックチェーン（分散台帳）管理型（注2）が想定される。

しかしながら、これまでの部会の中でも指摘があったとおり、電子船荷証券記録がその機能を果たすためには、いずれにせよ、その機能を果たすために必要となるプログラムが組み込まれたソフトウェアやそれを利用するための電子計算機からなる複合的な情報処理システムの利用が観念されるところであり、このことは、①そのシステムが電子船荷証券記録の作成及び管理のために構築されたものか否か（つまり、電子船荷証券記録の作成及び管理を目的としてその利用のために整備されたシステムが用いられているか、それとも、より汎用的なシステムが流用されているか）、②電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録の保管・管理方法が中央サーバー管理型であるかブロックチェーン（分散台帳）管理型であるかによって異なることはないと考えられる。そのように考えると、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置は、いかなる場合であっても、電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられるシステム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたもの）を通じて行われることになるといえ、そのようなシステムにおいて電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置がとられている限りは、利害関係者がどの電磁的記録を真正な電子船荷証券記録として取り扱えばよいかの判断に迷うことはないとも考えられる。

- (5) このように考えた場合、例えば、「電子船荷証券記録の作成及び管理のため

に用いられる情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）において、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置がとられていること」といった定めを置くことにより、客体となる電子船荷証券記録を特定するということも考えられるのではないか。このような考え方は、電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられるシステムの存在を前提とするものではあるものの、当該システムの具体的な技術的要件等を限定するものではないため、MLETR が基本原則とする「技術的中立性」（technological neutrality）に反するものでもないと考えられる。

（注1）中央サーバー管理型とは、ここでは、従来型のシステムを指しており、当該システム内でやり取りされる取引履歴がサービス・プロバイダーの管理する電子サーバー内で管理され、当該システムの利用者は、インターネット等を通じて当該システムにアクセスし、自身が保有する権利に関する電磁的記録の利用（他者への権限の移転や消去等）をすることができるが、その取引履歴に係る記録は、サービス・プロバイダーの管理する電子サーバーにのみ記録されることになるものを想定している。

（注2）ブロックチェーン（分散台帳）管理型とは、ここでは、いわゆる分散型台帳技術を用いて、システム内でやり取りされる取引履歴が一定のプロセスを経てブロックチェーン・ネットワークに参加する者のそれぞれの電子計算機又は電子サーバーに同期される形で記録及び保存され、一連の取引履歴がハッシュ値という特殊な計数を用いて繋ぐ形で管理されることとによって耐改ざん性を保持し、いわゆる秘密鍵等を保有する者のみが新たな取引履歴の追加（例えば、権利の譲渡の記録等）を行うことができる仕組みとなっているものを想定している。

2 船荷証券の「占有」、「所持」又は「所持人」に相当する概念

- (1) MLETR においては、電磁的記録に関して、有体物に対する占有又は所持に相当する「支配」（Control）という概念を創設することとしており、中間試案においても、MLETR に倣い「支配」という概念を導入し、電子船荷証券記録を「支配」する者を船荷証券の所持人に相当する者とし、「支配」の内容については、法律上の定義を設けない考え方と、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」といった定義を置く考え方が示されていた（中間試案第2の3）。
- (2) もっとも、このような中間試案の考え方に対しては、新たな法律上の概念である「支配」の内容が不明確であり、具体的な当てはめが困難ではないかとの指摘もみられたところであり、その後の部会（第11回会議）においても、我が国の法体系との整合性を図りながら、前記の問題点を解消するためにどのような方向性が考えられるかについて議論が行われてきた。
- (3) 第11回会議においては、この「支配」という概念を全くの新たな法律上の概念として創設するのではなく、例えば、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第1条の2の規定で用いられる「帰属」といっ

た既存の概念を用いることも検討されたものの、刑事事件における第三者所有物の没収手続の場面で用いられる概念が電子船荷証券記録に当てはまるのかどうかは不明瞭である旨の指摘や、「帰属」という概念自体、外延が明確なものではなく、我が国の法制上も必ずしも普遍的なものとは解されていないことに鑑みれば、これを流用する必然性に乏しいといった意見もみられたところである。

- (4) また、第11回会議においては、前記1(4)のとおり、電子船荷証券記録の利用のためには、その性質上、必然的に一定の仕様を備えたシステムが用いられているはずであり、そうしたシステムに依拠するアプローチも考えられるのではないかとの意見もみられたところである。

この点、既存の規約型の電子式船荷証券においては、中央サーバー管理型であれブロックチェーン（分散台帳）管理型であれ、特定の者が有体物を所持するがごとく電磁的記録たる電子式船荷証券を権限者として利用（例えば、電子式船荷証券としての電磁的記録を閲覧すること、その記録をもって運送人に運送品の引渡しを請求すること、それらの地位を他者に移転することなど）することができる状態が確保されていると考えられる。より具体的にいえば、例えば、(a) 中央サーバー管理型であれば、ID情報やパスワード等をもって電磁的記録たる電子式船荷証券にアクセスし、その利用ができるようにされており（ID情報やパスワード等を用いて適正にその地位を他者に移転した場合には、元の権限者がそれまでの利用ができなくなり、その移転を受けた者のみがそのような利用ができるようにシステムが組み立てられている。）、(b) ブロックチェーン（分散台帳）管理型であれば、いわゆるトークン技術や秘密鍵という暗号技術を用いて、同様に、電磁的記録たる電子式船荷証券にアクセスし、その利用ができるようにされている（自己の秘密鍵を用いてブロックチェーン上にある電子式船荷証券の保有者情報を他者に書き換えた場合には、新たに記録された保有者のみが当該電子式船荷証券につきそのような利用ができるようにシステムが組み立てられている。）ように思われる。

前記のとおり、電子船荷証券記録に関しても、その実際の利用の場面においては、その機能を果たすためのプログラムが組み込まれたソフトウェアやそれを利用するための電子計算機からなる複合的な情報処理システムの利用が観念されるところであり、どのようなシステムや管理形態をとるとしても、結局は、電子船荷証券記録の機能を実現しようとするれば、そのようなシステムにおいて、特定の者が電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態が確保されている必要があり、正にそのような状態こそが有体物に対する事実上の支配状態としての所持に相当するとも考えられる。

- (5) このように考える場合には、例えば、「電子船荷証券記録の支配」を「電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられる情報処理システムにおいて、電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態」と定義することも考えられるのではないか。

3 船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する概念

- (1) 中間試案では、電子船荷証券記録との関係で、船荷証券の占有又は所持に相当する概念として「支配」という概念を創設した上で、「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が移転した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」を「支配の移転」と定義し、当該概念を船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当するものとして整理する考え方が示されていた（中間試案第2の3(3)）。

しかしながら、このような抽象的な規律では、具体的にいかなる方法又は措置によって「支配の移転」がされるのかが明らかではなく、法規範としての具体性が乏しくなる面が否定できない旨の指摘もあったことから、その後の部会（第11回会議）においても、我が国の法体系との整合性を図りながら、前記の問題点を解消するためにどのような方向性が考えられるかについて議論が行われてきた。

- (2) この点、船荷証券の「引渡し」・「交付」は、正にその所持・占有状態が他者に移転される行為を意味するところ、電子船荷証券記録に関していえば、船荷証券の「所持」に相当する概念である電子船荷証券記録の支配という事実状態を他者に移転すること（言い換えれば、元の者からそのような状態がなくなり、新たに相手方においてそのような状態が生じること）が船荷証券の「引渡し」・「交付」に相当するものといえる。

すなわち、仮に、前記のように、「電子船荷証券記録の支配」を「電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられる情報処理システムにおいて、電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態」と定義する場合には、電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられる情報処理システムにおいて、相手方のみが当該電子船荷証券記録の支配を有することとなる行為が船荷証券の「引渡し」・「交付」に相当するものと考えられる。

そのため、「電子船荷証券記録の支配」について前記の定義を前提とする場合には、電子船荷証券記録の提供（支配の移転）（注）については、「電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられる情報処理システムにおいて、特定の者に対して当該特定の者のみが当該電子船荷証券記録の支配を有することとなる措置をとること」と定義することも考えられるのでないか。

- (3) もっとも、前記のような定義に対しては、具体的な行為の内容が明瞭でないという指摘もあり得るところであり、このような指摘に対応するために、省令等を通じての一層の具体化を図ることも考えられる（例えば、法律では、「電子船荷証券記録の提供」を「電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられる情報処理システムにおいて、特定の者に対して当該特定の者のみが当該電子船荷証券記録の支配を有することとなる措置として法務省令で定める措置をとることをいう。」などと定義し、省令において更なる具体化を図

ることが考えられる。)

電子船荷証券記録の支配を他者に移転しようとする際にその移転を行おうとする者が実際に行う行為は、電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられる情報処理システムの内容、より具体的にいえば、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録の保管・管理方法として、①中央サーバー管理型と②ブロックチェーン（分散台帳）管理型のいずれが用いられているかによって異なるものと考えられる。

すなわち、電子船荷証券記録の作成及び管理のためのシステムが①中央サーバー管理型の場合には、電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録は、当該システムのサービス・プロバイダーが管理する電子サーバー内で保管・管理されることとなり、直接的には当該サービス・プロバイダーのみが当該電磁的記録の書換え等を行うことができる地位にあるといえる（もちろん、現実的には、当該電磁的記録の書換え等のためのプログラムがあらかじめ組み込まれ、一定の条件を満たすシステム上の指示が行われた場合には、サービス・プロバイダーの個別の関与（個別の承諾）なしに、電磁的記録の書換え等が行われるように設計されているシステムも多いと思われるが、これは、あくまで当該サービス・プロバイダーが組んだシステムの結果にすぎない。）。そのため、電子船荷証券記録の作成及び管理のためのシステムが①中央サーバー管理型の場合には、電子船荷証券記録の提供を行おうとする者は、当該システムの仕様や利用規約等に沿って、当該システムのサービス・プロバイダーをして、その提供を受ける者のみが当該システム上、電子船荷証券記録の目的となる運送品に関する権利を有する者として当該電子船荷証券記録の利用ができる状態にさせることが求められると考えられ、例えば、「特定の者のみが当該電子船荷証券記録の支配を有することとなる措置を当該情報システム提供者にとらせる措置」を「電子船荷証券記録の提供」の具体化の内容とすることも考えられるのではないか。

他方、電子船荷証券記録の作成及び管理のためのシステムが②ブロックチェーン（分散台帳）管理型の場合には、いわゆる分散型台帳技術が用いられるため、通常、電子船荷証券記録に係る取引履歴がサービス・プロバイダー等の特定の者の電子サーバーで一元的に管理されるのではなく、一定のプロセスを経てブロックチェーン・ネットワークに参加する者（電子船荷証券記録の利用者に限られない。）のそれぞれの電子計算機又は電子サーバーに同期される形で記録及び保存され、一連の取引履歴がハッシュ値という特殊な計数を用いて繋ぐ形で管理されることとなる。すなわち、このブロックチェーン（分散台帳）管理型では、同一の内容の電磁的記録が多数人の電子計算機又は電子サーバーに同時に保存されることとなり、仮に、サービス・プロバイダーが存在する場合であっても、その者の電子計算機又は電子サーバーに記録された電磁的記録が真正な記録として扱われるとは限らない。そして、ブロックチェーン（分散台帳）管理型では、一連の取引履歴が暗号化技術を用いて繋がった形で管理され、かつ、いわゆる秘密鍵（公開鍵暗号方式で使

用される一対の鍵の組のうち、一般に公開されない鍵。対になる公開鍵で暗号化されたデータは、この鍵でしか復元することができない。)を保有する者のみが新たな取引履歴の追加(例えば、電子船荷証券記録上の権利の譲渡の記録等)を行うことができる仕組みとなっていると考えられるため、記録の真正が担保されることとなる。こうした仕組みに着目するのであれば、電子船荷証券記録の作成及び管理のためのシステムが②ブロックチェーン(分散台帳)管理型の場合には、電子船荷証券記録について、(i)電子計算機及び変換符号を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号(提供の相手方となる特定の者のみが用いることができるものに限る。)を用いなければ復元することができないようにした上で、(ii)その電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を提供することを「電子船荷証券記録の提供」の具体化の内容とすることも考えられるのではないか。

(注) 中間試案を含めて、従前は、船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する概念を「電子船荷証券記録の支配の移転」と表現していたが、「電子船荷証券記録の支配」を「電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられる情報処理システムにおいて、電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態」といった形で定義する場合には、「支配の移転」ではなく、別途、「電子船荷証券記録の提供」といった用語を用いることが適当とも考えられるが、この点については、専ら法制上の問題であるものと考えられる。

4 電子倉荷証券記録について

前記1から3に関する事項については、電子船荷証券記録と電子倉荷証券記録とで規律を異にする必要はないようにも考えられるが、電子倉荷証券記録に関して、これらの点について、電子船荷証券記録とは別の考慮が必要となるか。

第2 電子船荷証券記録（電子倉荷証券記録）の類型及び譲渡等の方式についての再整理

電子船荷証券記録に関して、改めて、次の点をどのように整理していくべきか。また、電子倉荷証券記録に関して、これらの点について、電子船荷証券記録とは別の考慮が必要となるか。

- 1 電子船荷証券記録に関して、紙の船荷証券の指図証券型、記名式所持人払証券型、その他の記名証券型（裏書禁止型）、無記名証券型の4類型を設けることとし、仮に、各類型の具体的な定義を設ける場合には、どのような内容が考えられるか。
- 2 紙の船荷証券の裏書に相当する電子船荷証券記録の「電子裏書」について、どのように定義することが考えられるか。
- 3 譲渡等の対象を「電子船荷証券記録上の権利」、すなわち、運送品の引渡しに係る債権等とする場合には、民法の債権譲渡の規定の適用関係をどのように整理するか。
- 4 電子船荷証券記録上の権利を目的とする質権の設定について、電子船荷証券記録上の権利の譲渡とは異なる規律を別途設ける必要はないと整理することに問題はないか。

（補足説明）

- 1 電子船荷証券記録の類型の定義
 - (1) 現行法において、紙の船荷証券については、民法上の類型（民法第520条の2以下の規定に基づく「指図証券」、「記名式持参人払証券」、「その他の記名証券」、「無記名証券」という分類）と商法第762条の規定を前提として、講学上、指図証券型、記名式所持人払証券型、その他の記名証券型（裏書禁止型）、無記名証券型の4類型があるものと考えられており、中間試案においては、電子船荷証券記録についても、この4類型をできる限りそのまま維持する考え方をとることが示されている（中間試案第5）。
 - (2) 中間試案においては、それまでの議論も踏まえて、(a) 指図証券型に相当する電子船荷証券記録を「指図式の電子船荷証券記録」と、(b) 記名式所持人払証券型及び無記名証券型に相当する電子船荷証券記録を「指図式の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）」と、(c) その他の記名証券型（裏書禁止型）に相当する電子船荷証券記録を「記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録」とそれぞれ定めることとしていた。

民法及び商法においては、「指図式」という用例はないものの、我が国の法令上、このような性質を意味する用語として「指図式」という用例が用いられていることが少なくないため（手形法第11条第1項、小切手法第14条第1項等）、特に定義を設けることなく、「指図式の電子船荷証券記録」という用語を用い、また、「記名式」という用語についても、商法第762条において「船荷証券は、記名式であるときであっても（略）」と規定されているこ

とを踏まえて、特に定義を設けることなく用いることとしていた。

- (2) しかしながら、我が国の法令上、電磁的記録との関係で、「指図式」、「記名式」又は「無記名式」を用いる例はなく、電子船荷証券記録との関係で「指図式」、「記名式」、「無記名式」が具体的に何を指すのかは必ずしも明らかではない旨の指摘も考えられるところである。このような指摘を踏まえ、仮に、電子船荷証券記録との関係で「指図式」、「記名式」、「無記名式」を定義することとした場合には、具体的にどのような内容が考えられるであろうか。

例えば、「記名式の電子船荷証券記録」については、「記名式所持人払証券」の定義を定める民法第520条の13を参考に、「荷受人を指名する旨の記録がされている電子船荷証券記録」と定義し、それとの平仄から、無記名式の電子船荷証券記録を「荷受人を指名する旨の記録がされていない電子船荷証券記録」と定義することは考えられるか。また、指図式の電子船荷証券記録については、どのような定義が考えられるか。

2 電子裏書の定義

これまでの部会での議論のとおり、電子船荷証券記録に関して紙の船荷証券との機能的同等性を実現するために、紙の船荷証券の「裏書」に相当する「電子裏書」という概念を創設することが想定されている。

この「電子裏書」をどのように定義するかについて、電子的な方法で行う「裏書」が「電子裏書」であることをより端的に示すのであれば、「電子裏書」を「電子船荷証券記録に、船荷証券の裏書に記載すべき事項を記録し、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとること」といった形で定義することも考えられる（法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置としては、電子署名とすることが考えられる。）。

もっとも、民法、商法及び手形法を含む我が国の法令上、「裏書」の定義規定は存在しないため、前記のような定義に対しては、「船荷証券の裏書に記載すべき事項」の内容が必ずしも明らかではないという指摘も考えられる。一般的に、裏書（記名式裏書）は、裏書人（権利を譲渡しようとする者）が自己の氏名又は名称を署名又は記名押印するとともに、裏書文句と併せて譲渡先である被裏書人を証券上で指定する行為をいうものと考えられているように思われ、中間試案では、「電子裏書」を「電子船荷証券記録を支配する者が当該電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により（注1）、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電子船荷証券記録に記録することをいう」と定義することを検討していたところである（中間試案第5）。

仮に、「電子裏書」の内容に関して、「電子船荷証券記録に、船荷証券の裏書に記載すべき事項を記録し、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとること」と定めるのではなく、具体的に記録事項を特定することとする場合には、中間試案のような定義とすることに問題はないか。例えば、前記の定義の中には、裏書文句に当たる記録事項は明示的には含まれていないが、その点に問題

はないか。また、電子船荷証券記録の利用に係る実際のシステムを想定した場合に、「電子裏書」の定義として「当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称」(注2)の記録を求めることに特に問題はないか(システム上で実際に電子船荷証券記録の提供(支配の移転)を行おうとする場合においては、必ずしもその者が能動的に自己の氏名又は名称を入力するとは限られないようにも思われるが、この場合であっても、電子裏書を行った主体としての何らかの記録が残るのであれば、「当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称」の記録があったものと考えて問題はないか。)

(注1) 法務省令の内容としては、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」と「電子署名」を求めることを想定していた。

(注2) 前記第1の補足説明3の(注)のとおり、船荷証券の「交付」又は「引渡し」に相当する概念を「支配の移転」ではなく「電子船荷証券記録の提供」といった用語で規定する場合には、「電子船荷証券記録の提供をする場合において、電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定を行う者の氏名又は名称及びそれらを受ける者の氏名又は名称を当該電子船荷証券記録に記録し、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとること」といった定義になると考えられる。

3 民法の債権譲渡に関する規律との関係の整理

(1) これまでの部会での議論のとおり、「電子船荷証券記録」そのものではなく、「電子船荷証券記録上の権利」、すなわち、運送品の引渡しに係る債権等を譲渡及び質権設定の対象として規律することが想定されている。

このように、電子船荷証券記録上の権利(債権)を譲渡等の対象とする場合には、電子船荷証券記録上の権利を譲渡するためには電子船荷証券記録の提供や電子裏書を要する旨を定める規定(中間試案第5の各規定)は、債権譲渡の特則として位置付けられることになるものと考えられる。

(2) 電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質権の設定に関して、電子船荷証券記録の提供や電子裏書とは別に民法第467条又は第364条の規定に基づく対抗要件の具備を求めることは想定していないものの、これらの規定の適用関係が必ずしも明確ではないようにも思われるため、別途、電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質権の設定に関して、同法第467条及び第364条の適用除外を定める規定を設けることが考えられる。

(3) また、民法においては、債権譲渡の対抗要件具備を定める同法第467条以外にも債権の譲渡に関する規定が置かれており(第三編第一章第四節)、電子船荷証券記録上の権利(債権)を譲渡等の対象とするに当たっては、民法第467条以外の規定についてもその適用関係を整理する必要がある。特に、民法第468条第1項並びに第469条第1項及び第2項の整理が問題になるものと考えられる。

(4) まず、民法第468条第1項は「債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。」と定めているところ、有価証券に関して定める同法第520条の6及び第520条の16は「指図証券

(記名式所持人払証券)の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。」と定めており、両者は同様の事項を定めた規定であるものの、証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果以外の事項で譲渡前の債権者に対抗することができた事由に関する善意の譲受人への対抗の可否という点で実質が異なっている(同法第468条第1項の規定によれば、善意の譲受人に対しても対抗することができるのに対し、同法第520条の6及び第520条の16の規定によれば、善意の譲受人に対しては対抗することができないこととなる。)

同法第468条第1項と第520条の6及び第520条の16との関係は必ずしも明らかではないものの、電子船荷証券記録に関しては、船荷証券と同等の流通性を担保するために、同法第520条の6及び第520条の16と同様の規定を設けることが想定されていることから(中間試案第6の2(12)参照)、①譲渡までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものの、②善意の譲受人に対しては、電子船荷証券記録に記載した事項及びその電子船荷証券記録の性質から当然に生ずる結果を除き、その事由をもって対抗することができないこととなるものと考えられる(なお、同法第468条第1項の適用除外を明示的に定める必要があるか、それとも民法第520条の6及び第520条の16と同様の規定を置くことのみで足りるのかなどについては、専ら法制上の問題であるものと考えられる。)

- (5) 次に、民法第469条第1項及び第2項は、債権が譲渡された場面において債務者が譲渡人に対して有する債権との相殺の可否を定めた規定であるところ、運送品の引渡しに係る債権又はそれが転化した損害賠償請求権との関係でも、理論的には運送人が有する債権との相殺が観念されるため、その適用関係について整理する必要があるものと考えられる。

この点、紙の船荷証券が交付されている場合における運送品の引渡しに係る債権又はそれが転化した損害賠償請求権について、同法第469条第1項及び第2項が適用されるのか否かについては必ずしも明らかではないように思われる。もっとも、電子船荷証券記録上の権利(債権)を譲渡等の対象とし、電子船荷証券記録上の権利を譲渡するためには電子船荷証券記録の提供や電子裏書を要する旨を定める規定(中間試案第5の各規定)を債権譲渡の特則として位置付けることとする場合には、同法第469条第1項及び第2項の適用関係を整理することは必要不可欠であるものと考えられる。

この点、電子船荷証券記録が作成され流通する場面において、同法第469条第1項及び第2項の適用を認めることとなると、電子船荷証券記録の提供を受けた者は前主に対する債権をもって相殺するとの主張を対抗されるおそれがあり、そのことは電子船荷証券記録に係る取引の安全を害し、ひいてはその流通を阻害するおそれが否定できないように思われる。また、これらの規定は、運送人の相殺に対する合理的な期待を保護するためのものと考えられるところ、少なくとも(電子)裏書禁止型以外の船荷証券や電子船荷証券記録を作成する場合には、運

送人にそのような期待は生じていないともいうこともできるものと考えられる。そうすると、電子船荷証券記録が作成されている場面においては、同法第469条第1項及び第2項の規定は適用されないものと整理することが相当であるとも考えられるが、どのように考えるか（なお、民法第469条第1項及び第2項の適用除外を明示的に定める必要があるか、それとも民法第467条の適用除外を設けることで当然に民法第469条第1項及び第2項の適用がないという整理が可能であるか否かなどについては、専ら法制上の問題であるものと考えられる。）。

4 電子船荷証券記録上の権利を目的とした質権の設定

- (1) 指図証券型の船荷証券を目的とする質権の設定については、民法第520条の3が準用されることから（民法第520条の7）、手形法第19条の規定に相当する規律の要否について検討する必要があるものと考えられる。

手形法第19条（質入裏書）

- 1 裏書ニ「担保ノ為」、「質入ノ為」其ノ他質権ノ設定ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行使スルコトヲ得但シ所持人ノ為シタル裏書ハ代理ノ為ノ裏書トシテノ効力ノミヲ有ス
- 2 債務者ハ裏書人ニ対スル人的関係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ但シ所持人が其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- (2) 電子船荷証券記録上の権利（債権）を質権設定の対象とする場合には、民法第366条第1項の規定（質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。）が適用されるため、手形法第19条第1項本文の規定に相当する規律を設ける必要はないとも考えられる。また、そのように考える場合には、同項ただし書の規定に相当する規律についても、あえて設ける必要はないものと考えられる。

同条第2項に相当する規定についても、電子船荷証券記録に関しては、民法第520条の6と同様の規定を設けることが想定されていることから、設ける必要はないものと考えられる。

これらについて、どのように考えるか。

- (3) 仮に、以上のような整理を前提とすると、電子船荷証券記録上の権利を目的とする質権の設定については、電子船荷証券記録上の権利の譲渡とは異なる規律を別途設ける必要はないものと考えられる（電子船荷証券記録上の権利を目的とする質権の設定について、電子船荷証券記録上の権利の譲渡と一緒に規律するか、民法第520条の7のような規律を設けるかは、専ら法制上の問題であるものと考えられる。）。

5 電子倉荷証券記録について

前記1から4に関する事項については、電子船荷証券記録と電子倉荷証券記録とで規律を異にする必要はないようにも考えられるが、電子倉荷証券記録に関して、これらの点について、電子船荷証券記録とは別の考慮が必要となるか。

以上